

第3号様式（第4条、第20条関係）（付表3）（用紙 日本産業規格A4縦長型）

窒素酸化物の排出量明細書（窒素酸化物に係る特定事業所に限る。）

1 窒素酸化物に係る特定事業所における窒

横須賀市の区域

$$Q = 1.37W^{0.95} + 0.96 \{ (W + W_i)^{0.95} - W^{0.95} \}$$

項	目	
排出許容限度 Q	(Nm ³ /h)	18.6
重油換算使用量 (常用最大)	W (kℓ/h)	0
	Wi (kℓ/h)	22, 62

2 窒素酸化物に係る特定事業所における排煙発生施設の窒素酸化物の排出量等

排煙発生 施設の名称	常用最大時の窒素酸化物の排出量				原料及び 燃料の種類	原料及び燃料の 重油換算使用量	
	排出濃度 C (ppm)	排出ガス中 の酸素濃度 O _s (%)	乾き排出 ガス量 V (Nm ³ /h)	排出量 q (Nm ³ /h)		定格能力 (ℓ/h)	常用最大 (ℓ/h)
GT-01	12.5	15	190,833	2.39	灯油	13,752	13,752
1号焼却炉	50	7.1	29,773	1.49	産業廃棄物	4,432	4,432
2号焼却炉	50	7.1	29,773	1.49	産業廃棄物	4,432	4,432
<p>指定事業所に設置されている窒素酸化物を発生させる全ての排煙発生施設について記入して下さい。</p> <p>申請書に記載する常用最大の量は、運転計画に基づき記入して下さい。なお、常用最大の量は施設の運転開始から1年経過した後に、当該1年間の原燃料使用実績に基づき新たに認定されます。</p>							
計				5.37		22,616	22,616

添付書類	<input checked="" type="checkbox"/> 窒素酸化物の排出濃度及び乾き排出ガス量の根拠を明らかにする書類 <input checked="" type="checkbox"/> 原料及び燃料の重油換算使用量の根拠を明らかにする書類 <input checked="" type="checkbox"/> 重油換算使用量（常用最大）の積算に係る明細書
------	---

- 備考 1 「Q」、「W」及び「Wi」とは、別表第3の1に定めるものをいいます。
- 2 2は、窒素酸化物に係る特定事業所における全ての排煙発生施設について記入してください。
- 3 「q」とは、個々の排煙発生施設から排出される窒素酸化物の量をいい、次式により算出されるものをいいます。
- $$q = C \times V \times 10^{-6}$$
- 4 定格能力の欄には、定格で運転する場合において使用する原料及び燃料の量を重油に換算した量で、施設の能力に対する最大の使用量を記入してください。
- 5 常用最大の欄には、通常使用する場合において使用する原料及び燃料の量を重油に換算した量で、最大の使用量を記入してください。
- 6 添付書類の欄には、添付した書類については□内に✓印を記入してください。

「Q」とは、窒素酸化物に係る特定事業所において排出することができる窒素酸化物の量（単位Nm³/h）をいう。

「窒素酸化物に係る特定事業所」とは、事業所に設置されている窒素酸化物を発生する全ての排煙発生施設を定格能力で運転する場合に使用される原料及び燃料の量を重油の量に換算したものの合計量が1時間当たり4.0キロリットル以上である事業所をいいます。

※排煙発生施設とは、大気汚染防止法第2条第2項に規定するばい煙発生施設、別表第1の51の2の項作業の内容の欄に掲げる作業に係る同項に掲げる浄化等処理施設、別表第1の54の項作業の内容の欄に掲げる作業に係る同項に掲げる廃ガス燃焼施設及び法許可浄化等処理施設をいいます。

※ガスタービン、ディーゼルエンジン及びガスエンジンのうち専ら非常時において用いられるものを除きます。

「W」とは、窒素酸化物に係る特定事業所に昭和57年4月1日（表1以前から設置されている排煙発生施設を含む。）（昭和57年4月1日、表1）において使用される原料及び燃料の量を重油の量に換算したものの常用最大の量（単位kℓ/h）の合計量をいいます。

表1

小型ボイラー	昭和60年9月10日
ガスタービン （発電用を除く）	昭和63年2月1日
ディーゼルエンジン	
ガスエンジン	平成3年2月1日

「Wi」とは、次の(1)に掲げる量と(2)に掲げる量とを合計した量の常用最大の量（単位kℓ/h）をいいます。

(1) 窒素酸化物に係る特定事業所に昭和57年4月1日（表1以前から設置の工事がされているものを除く。）において使用される原料及び燃料の量を重油の量に換算した量（単位kℓ/h）の合計量をいいます

(2) 窒素酸化物に係る特定事業所に設置されている全ての排煙発生施設のうち、昭和57年4月1日（表1以前から構造等の変更の工事がされているものを除く。）において使用される原料及び燃料の量のうち、当該構造等の変更により増加した部分の原料及び燃料の量を重油の量に換算した量（単位kℓ/h）の合計量をいいます。

(1) 原料の換算方法

原料の種類・量	重油の量
廃棄物焼却炉において焼却される一般廃棄物（1kg）	0.550
廃棄物焼却炉において焼却される産業廃棄物 （発熱量8,790.705kJに相当する量（単位kg））	0.550
その他	お問合わせ下さい

(2) 燃料の換算方法

アの表の燃料の種類欄に掲げる燃料（（1）において重油の量への換算が行われる原料を使用する排煙発生施設において使用されるものを除く。）の種類ごとに、それぞれ同表の燃料の量の欄に掲げる量を同表の重油の量の欄に掲げる重油の量に換算する。この場合において、イの表の排煙発生施設の種類欄に掲げる排煙発生施設において使用される燃料については、当該排煙発生施設の種類ごとにアの表により換算した量にそれぞれイの表の係数の欄に掲げる係数を乗じます。

ア

燃料の種類・量	重油の量
原油軽油（1ℓ）	0.950
ナフサ灯油（1ℓ）	0.900
石炭（1kg）	0.660
液化天然ガス（1kg）	1.30
液化石油ガス（1kg）	1.20
その他の燃料（1ℓ） （固体燃料又は気体燃料にあつては、1kg）	当該燃料の発熱量に相当する発熱量を有する重油 （発熱量は、39,558.1725kJとする。）の量（単位ℓ）

イ

排煙発生施設の種類	係数
石炭燃焼ボイラー	2.5
水素の製造の用に供するガス発生炉（天井バーナー燃焼方式のものに限る。）	1.2
アルミナの製造の用に供する煨（か）焼炉	4.0
石油加熱炉のうちエチレンの製造の用に供する分解炉（炉床式バーナーを有するものに限る。）	1.2
石油加熱炉のうちエチレンの製造の用に供する独立加熱炉及びメタノールの製造の用に供する改質炉（空気予熱器を有するものに限る。）	2.0
セメントの製造の用に供する焼成炉	4.0
耐火レンガ又は耐火物原料の製造の用に供する焼成炉	9.5
板ガラスの製造の用に供する溶融炉（タンク窯のものに限る。）	8.0
電気ガラス又は医薬品用管ガラス若しくは理化学用管ガラスの製造の用に供する溶融炉（タンク窯のものに限る。）	8.5
ガラス繊維製品（ガラス繊維を含む。）の製造の用に供する溶融炉（タンク窯のものに限る。）	4.5
ガラスの製造の用に供する溶融炉のうち、前3項に掲げる溶融炉以外のもの（タンク窯のものに限る。）	7.0
コークス炉（オットー型のものに限る。）	1.3
コークス炉（コッパース型のものに限る。）	1.2
液体燃焼ボイラーのうち排煙脱硫装置の設置されているもの	1.2
ガスタービン	2.0
ディーゼルエンジン	20.0
ガスエンジン	3.0